

東京都管理の横断歩道橋の色彩について

1. 経緯

- ・これまで東京都管理の横断歩道橋の色彩は路線別に定められてきたが、近年景観を重視したまちづくりが進められており、区市町村との協議の中で都基準外の塗装色となる事例が散見している。
- ・こうした中で、国土交通省から「景観に配慮した道路付属物等ガイドライン」（平成 29 年 10 月）が策定され、横断歩道橋について具体的な推奨色が示された。東京都においても一連の動向との整合が求められる中、横断歩道橋の色彩について検討した結果、「2.」のとおり対応する旨、東京都から協議依頼があった。

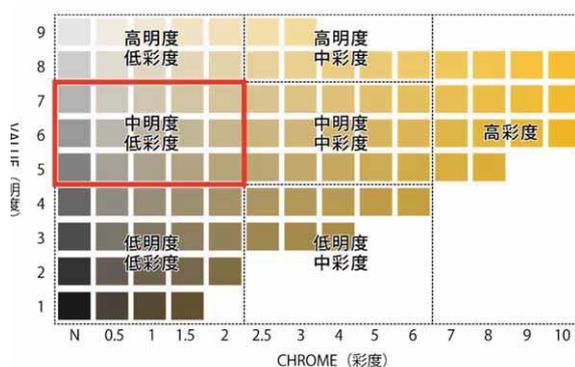
2. 今後の横断歩道橋（東京都管理）の色彩

(1) 横断歩道橋の色彩については、国のガイドラインに準拠し、以下に示す 10YR 系（明度 5 以上 8 未満、彩度 2 以下）を推奨色とする（右図□内）。

(2) 平成 31 年 4 月 1 日以降に起工する工事に適用する。

(3) 以下条件を満足することにより、推奨色以外の色彩を選定することができる。

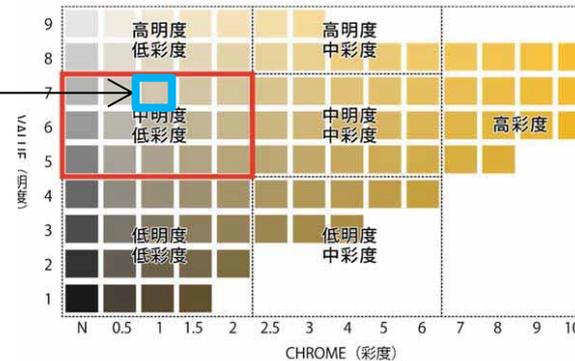
- ①景観や環境に特に配慮してまちづくりを行う必要がある地域で、色彩、デザイン等に配慮を要する横断歩道橋であること。[風致地区、住専地区、公園・名所・旧跡周辺道路等]
- ②東京の顔として、或いは地域の顔として、まちなみの創造に色彩を配慮する必要がある横断歩道橋であること。[官公庁街、業務商業街、国際会議場・芸術文化施設等周辺道路、駅ターミナル周辺道路等]
- ③東京都の他の部署などの事業に関連し、色彩、デザイン等に配慮を要する横断歩道橋であること。[著名橋整備事業、シンボルロード整備事業等]
- ④区市町村等において、面的な整備計画があり、その中にある横断歩道橋で色彩、デザイン等に特に配慮を要する横断歩道橋であること。



3. 東京都からの協議を踏まえた大田区の対応

- ・色彩の専門家の意見を踏まえ、10YR 系（明度 7.5、彩度 1（右図□内））を原則とする旨、東京都に回答。

大田区で使用する色彩



（色彩の図出典：景観に配慮した道路付属物等ガイドライン（平成 29 年 10 月）P44「歩道橋の色彩選定（10YR 系）」）